

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
筋ジストロフィー患者・児童養護施設の子どもたちへの応援基金（^{サンキョウ}39矢野基金）設置規程

（名称と目的）

第1条 この基金は、筋ジストロフィー患者・児童養護施設の子どもたちへの応援基金（^{サンキョウ}39矢野基金、以下「基金」という）と称し、大阪府内の筋ジストロフィー患者並びに児童養護施設で暮らす子ども達への支援を目的として設置する。

（基金の構成）

第2条 この基金は、矢野輝弘氏の寄付金を原資に構成し、一般府民等から「Yahoo!ボランティア募金」のシステムを介して、本会に拠出、寄付された資金で構成する。

（基金の使途）

第3条 この基金の使途は、下記の通りとする。

- (1)筋ジストロフィー患者に対する車椅子の寄贈
- (2)児童養護施設スポーツ事業への支援

（運営委員会の設置）

第4条 基金の目的達成のため、運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 この委員会は、下記の委員で構成する。
 - (1)矢野輝弘氏
 - (2)社団法人日本筋ジストロフィー協会大阪支部
 - (3)社会福祉法人大阪府社会福祉協議会児童施設部会
 - (4)社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
 - (5)その他関係者
- 3 この委員会の事務局は、大阪府社会福祉協議会内に置く。

（基金の管理運用）

第5条 この基金は本会会計において、安全確実な方法によって運用し、管理しなければならない。

- 2 この基金により生じる果実及び原資の一部は、委員会に諮り、目的達成のために必要な事務費に充てる。

（基金の廃止）

第6条 この基金は、必要な場合、委員会に諮り、廃止することができる。

（附則）

この規程は、平成22年7月1日から施行・適用する。